

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月19日

【事業年度】 第21期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

【会社名】 株式会社レッド・プラネット・ジャパン

【英訳名】 Red Planet Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 サイモン・ゲロヴィッチ

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田一丁目9番3号

【電話番号】 050 - 5835 - 0966（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 王生 貴久

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田一丁目9番3号

【電話番号】 050 - 5835 - 0966（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役CF0 王生 貴久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2020年3月30日に提出いたしました第21期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）有価証券報告書の記載事項に訂正すべき事項がありました。これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

(4) 役員の報酬等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(4)【役員の報酬等】

(訂正前)

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しており、決定方法は、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の決議によっております。

取締役の報酬額限度は（2000年11月28日 第2期定時株主総会決議）年額200,000千円、監査役の報酬限度額は（2000年11月28日 第2期定時株主総会決議）年額50,000千円であります。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	34,838	34,838	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	13,200	13,200	-	-	-	4

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬額限度は（2000年11月28日 第2期定時株主総会決議）年額200,000千円、監査役の報酬限度額は（2000年11月28日 第2期定時株主総会決議）年額50,000千円であります。

3. 期末現在の人員数は取締役6名及び監査役3名であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(訂正後)

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額につきましては、基本報酬のみとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しており、決定方法は、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役会の決議によっております。

取締役の報酬額限度は(2000年11月28日 第2期定時株主総会決議)年額200,000千円、監査役の報酬限度額は(2000年11月28日 第2期定時株主総会決議)年額50,000千円であります。

b. 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

2019年3月28日開催の取締役会(議長 王生貴久)において、取締役月額報酬決定の件を出席者一同に諮り、全員一致をもって代表取締役社長CEO ティモシー・ハンシングが個々の貢献や能力を把握しており、報酬を決める人物として最適であるため一任出来ると判断、決定しました。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	34,838	34,838	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	13,200	13,200	-	-	-	4

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬額限度は(2000年11月28日 第2期定時株主総会決議)年額200,000千円、監査役の報酬限度額は(2000年11月28日 第2期定時株主総会決議)年額50,000千円であります。

3. 期末現在の人員数は取締役6名及び監査役3名であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
該当事項はありません。